十　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ・ロ　（略）

ハ　血清亜型がＨ五又はＨ七であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

十一　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ五又はＨ七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ～リ　（略）

（重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）

第五十六条の八　法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第四号及び第九号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一～八　（略）

（要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）

第五十六条の九　（略）

2　第五十六条の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

3　第五十六条の三第十一号に掲げる病原体（第五十六条の三第十号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

4　（略）

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

（削る）

一～五　（略）

（削る）

六～八　（略）

九　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

十～十五　（略）

八　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ・ロ　（略）

ハ　血清亜型がＨ五又はＨ七であつて、ヘマグルニチン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

九　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ五又はＨ七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ～リ　（略）

（重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）

第五十六条の八　法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第三号及び第七号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一～八　（略）

（要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）

第五十六条の九　（略）

2　第五十六条の三第九号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

3　第五十六条の三第九号に掲げる病原体（第五十六条の三第八号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

4　（略）

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（Ｌ株、ＢＡ－ＹＳ株及びＲＢＯＫ株に限る。）（別名牛疫ウイルス）

二～六　（略）

七　マイコバクテリウム・ボービス（別名結核病菌）

八～十　（略）

十一　インフルエンザウイルスＡ・インフルエンザＡウイルス（第五十六条の三第九号イからリまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

十二～十七　（略）